

奈良県告示第三百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	近藤 尚明	医療機関の名称	近藤眼科	医療機関の所在地	桜井市桜井四〇	診療科目	眼科（視覚障害）	指定年月日	平成二十五年十二月十六日
緒方 奈保子	奈良県立医科大学 附属病院	〇	橿原市四条町八四	眼科（視覚障害）	平成二十五年十二月十六日				